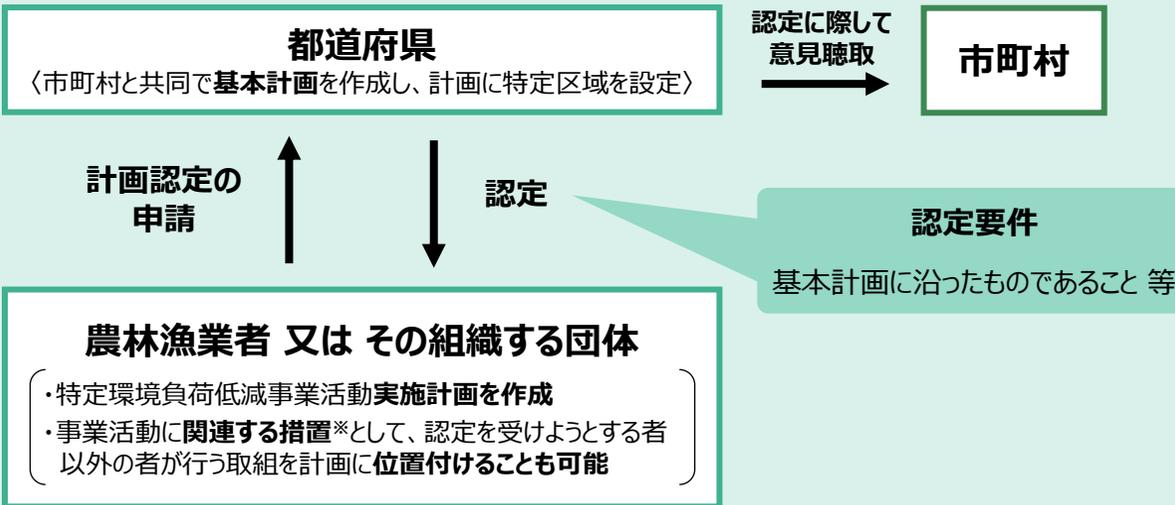


特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

特定区域内で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化

認定スキーム



※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組



ドローンによる農薬散布



バッテリー保管・充電施設



栽培体系の共通化



共同出荷作業

先端技術の地域ぐるみでの活用

有機農業の団地化

支援措置

- 課税の特例（法人税・所得税） 詳細はP16
 特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- 農業改良資金融通法の特例
- 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- 沿岸漁業改善資金助成法の特例
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- 家畜排せつ物法の特例
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による**低利資金**の貸付適用
- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認**手続のワンストップ化**
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の**手続のワンストップ化**
- 酪肉振興法の特例
 - ・草地の形質変更の**届出のワンストップ化**

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

協定の締結

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
再掲<基本方針第三の3>
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

- 適切な肥培管理の実施
〔雑草防除
・防虫ネットやマルチの利用 等〕
- 緩衝地帯の設置
- 病害虫が発生した場合の措置



防虫ネット

慣行農業者

- 化学農薬の飛散防止措置（使用時の事前通知・立ち合い等）
- 水・土壌の有機ほ場への流入防止措置（畔塗りの実施等）
- 病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル

緩衝地帯

市町村長*の認可

（公告・縦覧）

*協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る農用地所有者等*の全員の合意が必要です。地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。
*所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。（農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。）

農林漁業者向け支援措置

土づくり、化学農薬・化学肥料の使用の低減に取り組む場合



堆肥散布機（マニュアルスプレッド）



高能率水田用除草機

一定の機械・施設等を導入する際の
導入当初の所得税・法人税の負担が軽減されます。

【みどり投資促進税制】 **新**
機械等：特別償却 32%
建物等：特別償却 16%

必要な設備投資に対して、日本公庫による無利子の「農業改良資金」の
償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

温室効果ガスの排出の量の削減に取り組む場合



施設園芸用ヒートポンプ



メタン排出を抑制する
堆肥の自動攪拌装置

必要な設備投資に対して、無利子の「農業改良資金」、「林業・木材産業改善資金」、
「沿岸漁業改善資金」の償還期間の延長の特例措置等が受けられます。

家畜排せつ物の処理・利用のための施設・設備の整備に対して、
日本公庫による「畜産経営環境調和推進資金」の貸付等が受けられます。



バイオマス燃料を山土場で
効率的に生産する移動式チップパー



軽量・小型の
低燃費漁船用エンジン

一定の設備を導入する際の
所得税・法人税の負担が軽減されます。

【カーボンニュートラル投資促進税制】
最大10%の税額控除又は50%の特別償却

※産業競争力強化法に基づくエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受ける必要があります。

※融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

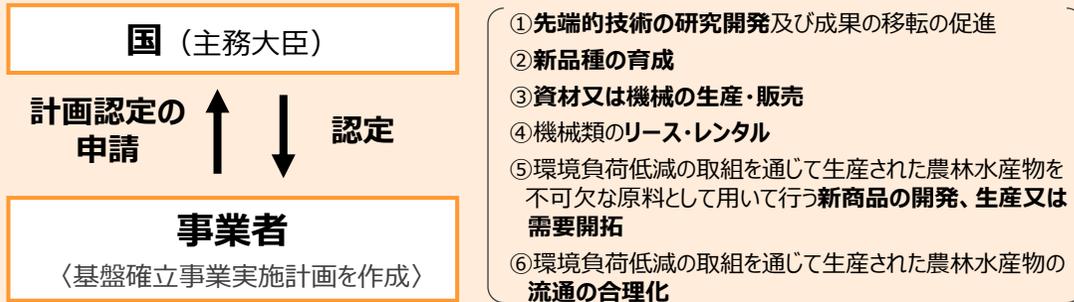
新たな法制度の創設に先立ち、土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、

- ・ **みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R3補正）**、**みどりの食料システム戦略推進交付金（R4当初）**
- ・ 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた「**優先枠・ポイント加算**」の活用が可能です。

主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業
(①～⑥)



(地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。)

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること

事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。
<基本方針第五の2(2)・(3)>

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

詳細はP16

生産・販売する機械が次のいずれかに該当する設備等であると認められること

- ① 化学農薬・化学肥料の使用量を低減させる設備等
- ② その他環境負荷低減事業活動に必要な設備等

支援措置

- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金
(新事業活動促進資金 特別利率②)の貸付適用
〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕
- 課税の特例（法人税・所得税） 詳細はP16
 - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け
 - 化学農薬・肥料に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - (2) 機械メーカー向け
 - 生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕

機械・資材メーカー、食品事業者等向け支援措置

資材メーカー



良質な堆肥の生産設備・ペレタイザー

化学農薬又は化学肥料に代替する資材を専門に製造する施設・設備を導入する際、**導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

【みどり投資促進税制】 **新**

機械等：特別償却 32%
建物等：特別償却 16%

増産のための設備投資に対して、
日本公庫による「**新事業活動促進資金**」の貸付※が受けられます。

特別利率②を適用 **新**

(0.43~0.90%)

基準利率:1.08~1.55%

*金利表示は、令和4年4月現在のもの

機械メーカー



高能率水田用除草機

国による確認を受けた機械を、農業者が導入する際、**農業者の導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

増産のための設備投資に対して、
日本公庫による「**新事業活動促進資金**」の貸付※が受けられます。

特別利率②を適用 **新**

(0.43~0.90%)

基準利率:1.08~1.55%

*金利表示は、令和4年4月現在のもの

食品事業者



食品残渣を堆肥化する
バイオコンポスター

化学農薬又は化学肥料に代替する資材を専門に製造する施設・設備を導入する際、**導入当初の所得税・法人税の負担が軽減**されます。

【みどり投資促進税制】 **新**

機械等：特別償却 32%
建物等：特別償却 16%

環境に配慮した農林水産物等の流通・加工施設の取得等に対して、
日本公庫による「**食品流通改善資金**」の貸付※等が受けられます。

※中小企業に限ります。また、融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要となります。

有機農業や化学農薬・化学肥料の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

- 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）**の適用が受けられます。

機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

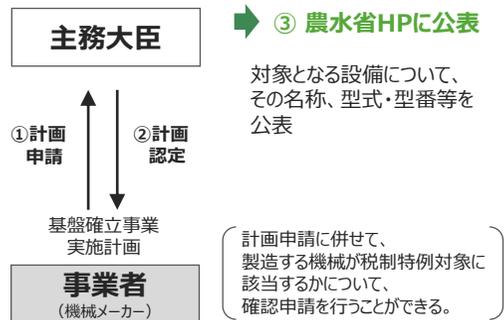
- 本税制の適用は、租税特別措置法の規定により、令和6年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合に限られます。

① 生産者向け

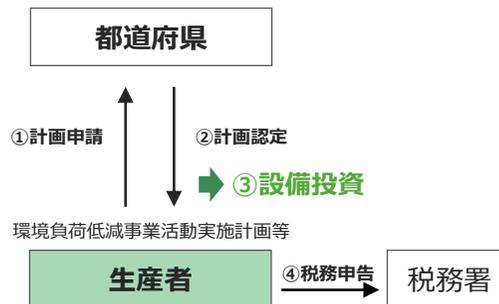
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが国の確認を受けた設備等であること
 - ・化学農薬・化学肥料の使用量を低減させる設備等
 - ・その他環境負荷低減事業活動に必要な設備等
- 一定期間内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

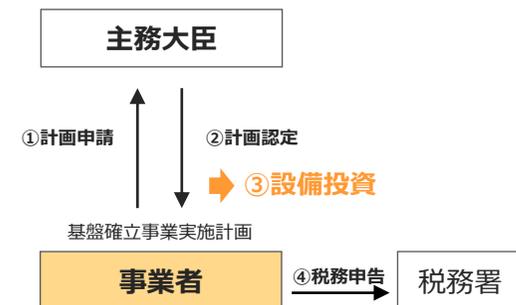


ペレタイザー



バイオコンポスター

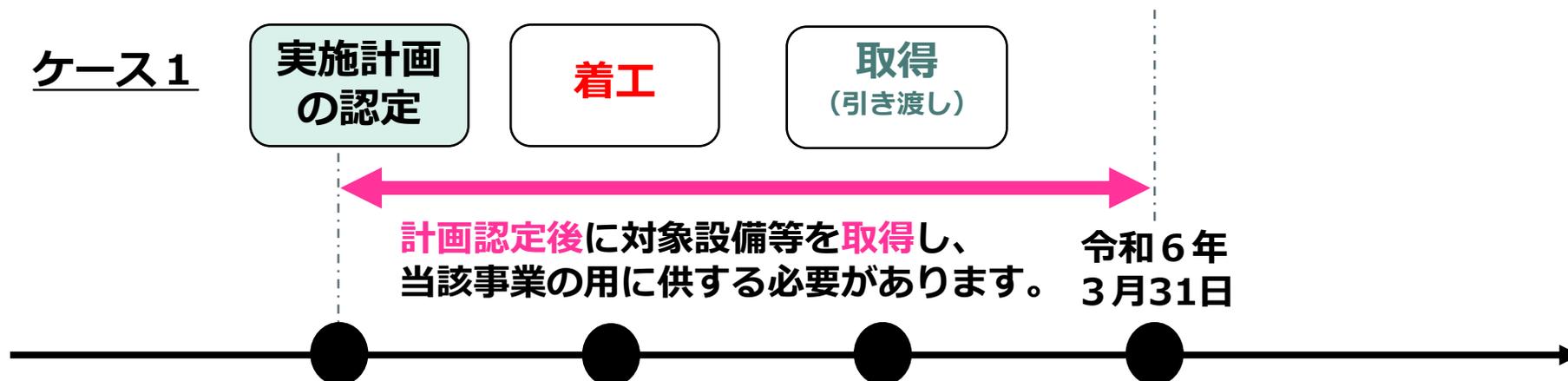
<手続イメージ>



(参考) 課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

- 令和6年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供する必要があります。

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)



日本政策金融公庫等の融資の特例措置

- 日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学農薬・肥料の使用低減に資する 除草機、可変施肥機等の導入	農業改良資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する 家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の 導入	畜産経営環境調和推進資金の貸付 （利率：0.50%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する 移動式チップー等の導入	林業・木材産業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
漁業者	漁船の省エネ化に資する低燃費エンジン等の導入	沿岸漁業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する 新商品開発・製造に必要な設備や 流通の効率化施設等の導入	食品流通改善資金の貸付 （利率：0.18～0.45%、15年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する 機械・資材等の製造ラインの増設	新事業活動促進資金の貸付 対象の新規追加 （利率：特別利率②0.43～0.90%、20年以内）

※金利表示は、令和4年4月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

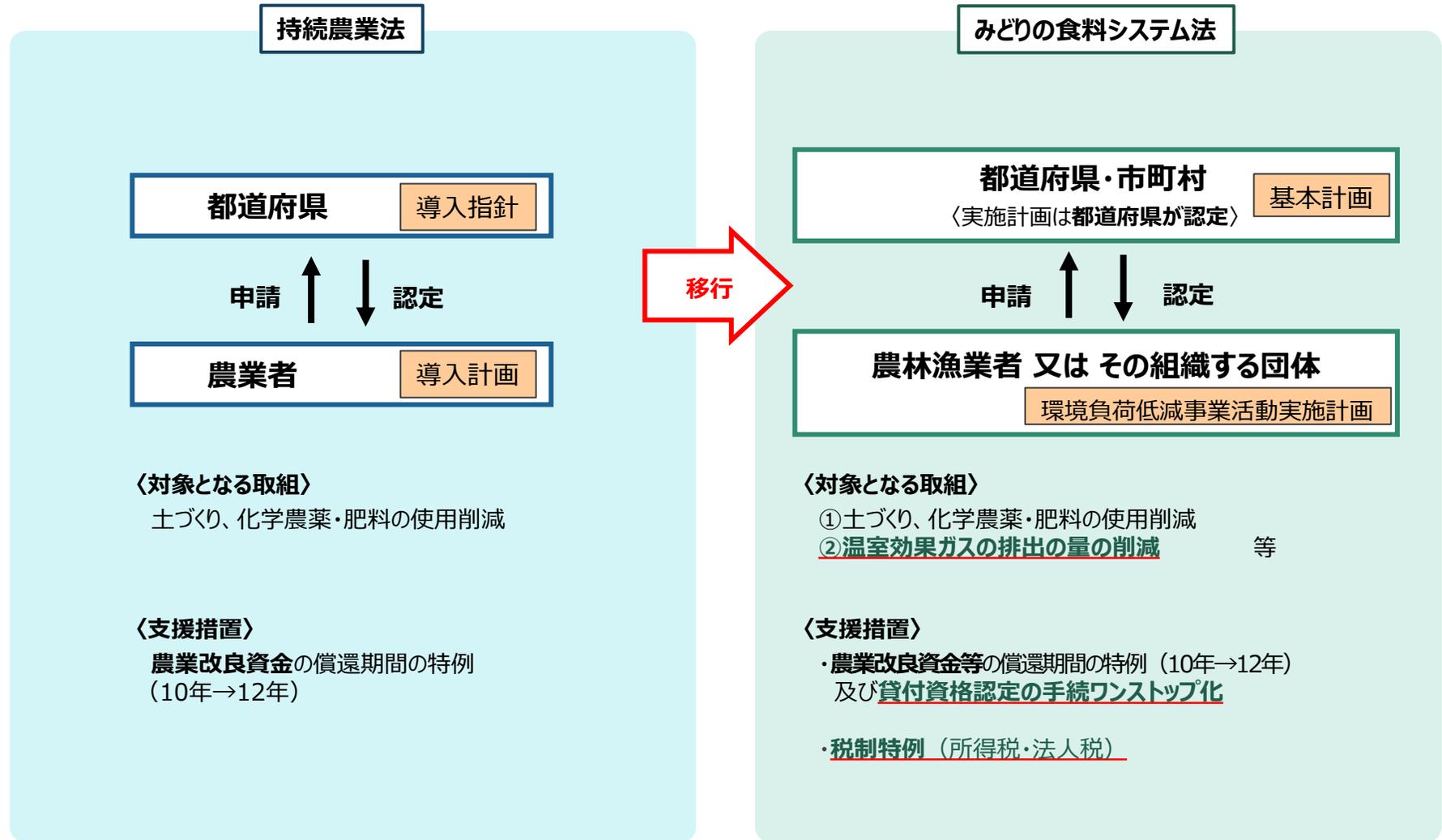
対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金	みどり投資促進税制 ※化学農薬・化学肥料の削減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り
	畜産経営環境調和推進資金	
林業者	林業・木材産業改善資金	
漁業者	沿岸漁業改善資金	

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
支援サービス事業者 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学農薬又は化学肥料に代替する資材の製造に限る (例：生物農薬、混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥 等)
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る	みどり投資促進税制 ※化学農薬又は化学肥料に代替する資材の製造に限る (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

持続農業法との関係

みどりの食料システム法では、持続農業法の仕組みを包含するとともに、支援を強化



持続農業法の取扱い

新制度に円滑に移行できるよう、当面の間、旧持続農業法に基づいて認定を受けている農業者の地位を保全するための経過措置を規定

新法の施行日の時点で、
旧法の導入計画の**認定を受けている**農業者

認定を受けている導入計画の期間中は、
認定農業者として活動することができます。

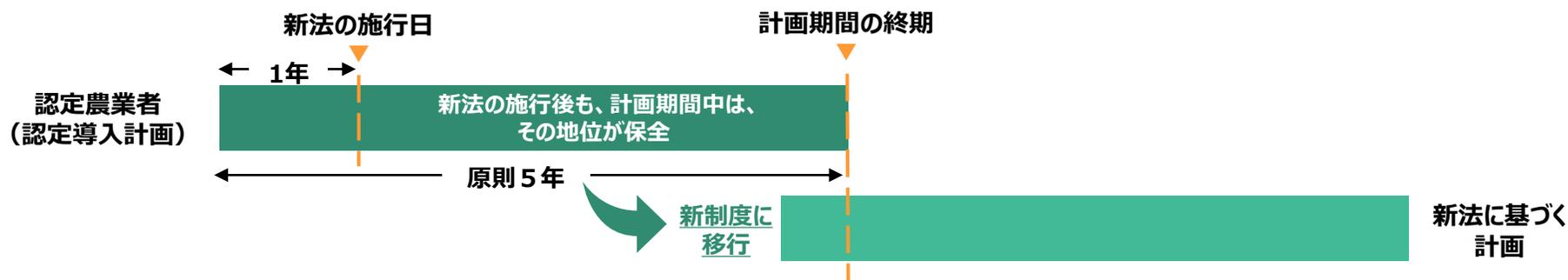
計画の取消しや支援措置等についても、
旧法に基づく取扱いとなります。

新法の施行日の時点で、
旧法の導入計画の**認定を申請中の**農業者

旧法の規定に基づいて認定が行われます。

認定された場合、導入計画の期間中は、
旧法に基づく認定農業者として活動でき、
旧法の支援措置を受けられます。

<イメージ（新法の施行日の時点で、導入計画認定から1年が経過しているケース）>



導入計画の期間終了後も、引き続き、支援措置を受けたい場合は、
新法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等を作成し、新たに都道府県による認定を受ける必要があります。

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線3292）

ダイヤルイン：03-3502-8056

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム戦略
トップページ



戦略HP

みどりの食料システム戦略
説明動画ページ



動画HP